

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年 2月28日
改正	平成14年 3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年 7月15日
	平成18年11月 1日
	平成19年 4月 1日
	平成19年10月 1日
	平成21年 4月 1日
	平成22年 4月 1日
	平成23年 4月 1日
	平成24年 4月 1日
	平成25年 4月 1日
	平成26年 4月 1日
	平成27年 4月 1日
	平成28年 4月 1日
	平成28年 7月 1日
	平成29年 4月 1日
	平成29年10月 1日
	平成30年 1月25日
	令和 2年 4月 1日
	令和 3年 3月23日
	令和 3年 4月 1日
	令和 3年 7月 1日
	令和 4年 4月 1日
	令和 5年 4月 1日
	令和 6年 4月 1日
	令和 6年11月 7日

(目次)

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

第1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可の事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、特殊な内容については、個別の通知により事務処理されるものであること。また、個別に審査に必要な対応を求める場合がある。

第2 用語の定義

- 1 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 2 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 3 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- 4 条例 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）をいう。
- 5 細則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年静岡県規則第63号）をいう。
- 6 規則 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成19年静岡県規則第48号）をいう。
- 7 役員 業務を執行する社員（会社法（平成17年法律第86号）第590条に規定する持分会社の業務を執行する社員をいう。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、会社法に規定する会計参与については、法人の業務を執行する権限及び法人に対する支配力を有しない機関であり、会社法上の役員には該当するものの法上の役員には通常該当しないが、会計参与であってもその職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合には法上の役員に該当し得る。
- 8 出資者等 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- 9 使用人 政令第6条の10に規定する使用人をいう。
- 10 登記されていないことの証明書 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。
- 11 ポリ塩化ビフェニル廃棄物 政令第2条の4第5号イ、ロ又はハに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。
- 12 収集運搬ガイドライン PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月（平成23年8月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）をいう。
- 13 低濃度PCB廃棄物 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成21年11月10日環境省告示第69号）で定める低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。
- 14 微量PCB汚染廃電気機器等 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月26日環境省告示第98号）第2項第1号イ、第2項第2号イ及び第2項第

- 3号イに掲げる産業廃棄物をいう。
- 15 低濃度PCB含有廃棄物 同告示第2項第1号ロ、第2項第2号ロからニ及び第2項第3号ロからトに掲げる産業廃棄物をいう。
 - 16 低濃度PCB収集運搬ガイドライン 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）をいう。
 - 17 優良認定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項、同条第7項、第14条の4第2項、同条第7項の許可の更新に併せて、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力又は実績を有するものとしての基準に適合することについて知事の認定を受けること。
 - 18 （特別管理）産業廃棄物 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物をいう。
 - 19 水銀含有産業廃棄物 政令第6条第1項第1号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物及び政令第6条第1項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。
 - 20 担当健康福祉センター 本要領の第6において定める「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る申請書等の受付を行う健康福祉センター」をいう。

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-1(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

区 分		申請書様式	提出書類	提出部数
産 業 廃棄物	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第6号)	別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」による。	正本1部 副本1部
	更新許可			
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第10号)	内容及び留意事項は第3-1-(3)のとおり。	
特別管 理産業 廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第12号)	別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」又は別紙2-5「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」による。	
	更新許可			
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第16号)	内容及び留意事項は第3-1-(3)のとおり。	

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付し、整理して提出すること。なお、申請書類は紙のみで構成し、プラスチック製のインデックスや付箋、写真等を使用しないこと。

第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項

ア 特別管理産業廃棄物のみを収集運搬することが明らかな場合を除いて、産業廃棄物収集運搬業の許可も併せて取得するよう指導すること。

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、発行済株式総数の100分の5未満の株式を有する株主又は出資の額の100分の5未満の額に相当する出資をしている者（以下「出資者等以外の者」という。）がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れの無いことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類又は汚泥に限る。）又は水銀含有産

業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。

ウ 法人が行う申請であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による申請で差し支えないこと。

エ 更新許可申請書は標準処理期間（40日）を考慮し、許可期限日の3か月前から40日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。なお、受付の際には、受付印を押印した副本を申請者に返却すること。

なお、申請書副本は、申請書の受付の際に返却し、審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

オ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

カ 申請者が繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

また、標準事務処理期間（40日）を考慮し、希望する始期の3か月前から40日前までの提出を原則とすること。

キ 更新許可申請の際、事業範囲の変更又は一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止の届出をする必要があること。なお、更新許可申請に併せて変更許可申請がなされた場合は、更新許可を行った上で変更許可を行うこと（同日付けで許可することは差し支えない）。この場合において、更新許可申請における事業の範囲には、変更許可申請に係る内容を含めないこと。

ク 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

ケ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

コ 登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記により取得するよう指導すること。

サ 許可証に記載する氏名（法人の場合にあっては代表者の氏名）について、申請者が旧姓の併記を希望する場合は、申請書の「申請者」欄に旧姓を使用した氏名を（ ）書きさせるとともに、申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写し又は戸籍謄本等により対象者の旧姓を確認すること（法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に旧姓が記載されている場合に限り、許可証への旧姓併記を認める。以下同じ）。

また、申請者（個人である場合に限る）が許可証へ通称名の併記を希望する場合は、申請書の「申請者」欄に通称名を（ ）書きさせるとともに、住民票の写しにより対象

者の通称名を確認すること。

第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行った書類について、当該書類が何度も発行されるものは原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させること。

原本の提出を求めている書類について、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合、原本を産業廃棄物処分業の許可申請書又は届出書に添付することで、産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書にはコピーを添付すれば足りることとする。

ただし、下記の事項を記載した書類を産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書に添付させること。

- ・原本を添付した申請書又は届出書の名称
- ・原本の添付を省略した書類の名称

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、省令様式第6号の2第1面から第5面までに記載するものとする。

イ 省令様式第6号の2第1面中「(特別管理)産業廃棄物の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類(特別管理産業廃棄物の種類を含む。以下同じ。)を記入させること。

ウ 省令様式第6号の2第1面中「予定排出事業場の名称及び所在地」欄及び「予定運搬先の名称及び所在地」欄には、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ1者以上が記載されていれば足り、全ての排出事業場又は運搬先を記載させる必要はない。

エ 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、省令様式第6号の2第1面中「予定排出事業場の名称及び所在地」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧書きで追記させること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付させることとしても差し支えない。

オ 政令別表第1、別表第2又は別表第3に定める施設において排出された場合にのみ特別管理産業廃棄物に該当する産業廃棄物を取り扱う場合は、上記エの例による。

カ 変更許可申請の場合には、変更後の書類のほか、変更前の書類も添付させること。

なお、記載内容に一切変更がない書類については、「変更前後」と明記の上、1枚のみ添付することとして差し支えない。

キ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省環境再生・資源循環局）等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

ク 省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）等を参考に必要な措置を記載させること。

ケ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「水銀廃棄物ガイドライン」（令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」（平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知）に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること。

コ 省令様式第6号の2第5面に、水銀含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 運搬車両の平面図等については、次の書面をもって足りること。

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の写真

- ・ 省令様式第6号の2第6面に貼付すること。
- ・ 運搬車両の前面（真正面）及び側面（真横）を撮影した写真を原則とする。ただし、他方向から撮影されたものであっても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。
- ・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

(ウ) 運搬容器の仕様書又は写真（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、運搬容器の構造図、写真及び運搬容器が所要の検査に合格したことを示す書類（※））

- ・ 運搬容器の写真は、省令様式第6号の2第7面に貼付すること。

※ 検査が必要とされる容器のみ添付。検査機関による検査証の写し又は自主検査結果の写しを提出させること。なお、収集運搬ガイドライン及び低濃度PCB収集運搬ガイドラインで示されている運搬容器は下表のとおり。

運搬容器の種類	検査機関等	確認する書類
「危険物輸送に関する勧告」（国連勧告）及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に規定する小型容器（固体用及び液体用）、IBC容器（固体用及び液体用）及びポータブルタンク（固体用及び液体用）	一般財団法人日本舶用品検定協会	危険物容器検査証及び検査試験成績書 （運搬容器にUNマークが表示されていることも写真で確認すること。） ※高濃度PCB廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。
漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ	申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等）	自主検査の結果 ※高濃度PCB廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。
消防法に規定する機械により荷役する構造を有する容器	申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等）	自主検査の結果
移動タンク貯蔵所	市町村長等（消防署）	完成検査済証及び点検記録簿（直近のもの） （積載式移動タンク貯蔵所にあつては、タンクに許可番号が表示されていることを写真で確認すること。）

イ 収集運搬の業務を行う事務所及び事業場について、付近の見取図を添付させること。

ウ 感染性産業廃棄物の運搬施設は保冷車が望ましいが、十分な強度を有する密閉容器で運搬し、速やかに処分する場合は、必ずしも保冷車であることを要しないものであること。

エ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業とで使用する運搬車両が重複しても構わないが、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを混合して運搬してはならないものであること（一体不可分物等を除く。）。

オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、次の(ア)から(エ)までに掲げる条件を満たすこと。

(ア) 低濃度PCB廃棄物に限定する場合を除き、運搬容器として、収集運搬ガイドライン第3章3.2に掲げる「漏れ防止型金属容器」又は「移動タンク貯蔵所」を有すること。

なお、運搬しようとするポリ塩化ビフェニル廃棄物が大型であり「漏れ防止型金属容器」に収納できないものについては、金属製の容器（運搬容器以外の容器をいう。）に密閉した上で、かつ、運搬容器として次に掲げる要件を備えた収集運搬ガイドライン第3章3.2に掲げる「漏れ防止型金属トレイ」を有すること。

a 材質は、ステンレススチール製（再使用しない「漏れ防止型金属トレイ」にあつては、鉄製又はステンレススチール製）であること。

b 構造は、次に掲げる要件を備えたものであること。

(a) 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置（容器に所要の空間容量を有し、性状に応じた吸収材が使用されていること等）が講じられていること。

(b) 収納しやすいこと。

(c) 損傷しにくいこと。

(イ) 低濃度PCB廃棄物に限定する場合は、低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン第3章3.1に掲げる運搬容器を有すること。

(ウ) 運搬容器に「PCB」（低濃度PCB廃棄物に限定する場合は、「微量PCB」（微量PCB汚染廃電気機器等を運搬する場合）又は「低濃度PCB」（低濃度PCB含有廃棄物を運搬する場合））及び収集運搬に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、運搬車に「PCB」（低濃度PCB廃棄物に限定する場合は、「微量PCB」（微量PCB汚染廃電気機器等を運搬する場合）又は「低濃度PCB」（低濃度PCB含有廃棄物を運搬する場合））の表示がされていること。

(エ) 応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

a 「応急措置設備等」については、保護衣、吸収材等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下浸透を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等が常備されていること。応急措置設備・器具リストとして様式第19号を添付すること。その際、次の点に留意すること。

- ・同様式の番号①から⑩までに掲げる設備等を全て保有しており、その数量は作業従事者の数と比較して妥当であること。

- ・同様式の番号①から⑧までに掲げる設備等の写真又は図面が添付されていること。

- ・保護具（同様式の番号①から⑤まで）については、PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（平成17年2月10日付け基発第0210005号厚生労働省労働基準局長通知）の別表1の1（収集等作業）に示される全ての作業に対応できるよう選定されていること。

b 「連絡設備等」については、携帯電話等の通信手段を備え、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できるものとし、緊急時連絡先を記載した書類等が常備されていること。緊急時対応マニュアルとして様式第20号を添付すること。

また、低濃度PCB廃棄物に限定する場合を除き、通信手段として全地球測位システム（GPS）による運行状況管理システムを備え、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載していること。

このとき、全地球測位システム（GPS）の機種・機能が分かる書類（カタログなど）が添付されており、次のことが確認できること。

- ・事業所において収集運搬車両の位置及び運行状況を随時確認できること。

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア) 運搬車両の登録等を証する書類の写しを添付させること。

運搬車両の登録等を証する書類は、原則として自動車検査証記録事項（電子化前の場合、自動車検査証）の写しとする。

その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めることとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

a 使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合。

上記の内容が確認できる書類を添付させること。

b 運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用保険被保険者証の写しの添付を原則とすること。

雇用保険被保険に加入できない等の理由がある場合には、雇用契約書、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。

c 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について（平成15年2月28日付け中運局公示第277号）」、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について（平成19年2月7日付け中運局公示第117号）」及び「貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について（平成9年7月1日付け自貨第79号、自環第166号）」で示されている協定書等を締結した場合。ただし、登録できる車両は、協定書等で明記されている車両であって、陸上から船舶又は船舶から陸上へと輸送方法を変更する場合に限る。

なお、省令様式第6号の2第1面に船舶の使用を明示した事業計画を記載させるとともに、協定書等の写しを添付させること。

d 災害により運搬車両の半数以上が使用できなくなった場合又は事業の継続が著しく困難と認められる場合。ただし、運搬車両を確保するまでに必要な期間（最長でも被災した日から1年以内）に限り、災害により被害を受ける前までに許可を受けた運搬車両数及び運搬可能量を超えないこと。

上記の内容を確認するため、以下の書類を添付させること。

- ・運搬車両が災害により使用できなくなったことの証明（罹災証明書等の自治体が発行する証明書）
- ・理由書（過去1年の産業廃棄物の取扱量、運搬車両の稼働状況、車体形状等を記載させ、可否について判断すること。）

・契約書の写し

なお、運搬車両には、産業廃棄物処理業変更届出の写しを携帯させるよう指導すること。

(イ) 既に他の許可業者が届け出て使用している運搬車両は認められないものであること。

(ウ) 自動車検査証記録事項（電子化前の場合は、自動車検査証）の写しの有効期間は、申請書受付日の時点で満了となっていないこと。

(エ) 積載物品の制限

a 土砂等

自動車検査証の備考欄に「積載物品は、土砂等以外のものとする。」と記載されている車両は、過積載を防止する目的から、専ら土砂等のみの積載はできないものであること。

なお、土砂等の解釈は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同法施行令に規定されているとおり（注）であるが、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくずに、ガラスくずは含まれないとされている。

（注）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同法施行令に規定する「土砂等」とは、以下のものをいう。

- ・ 土
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）
- ・ 碎石
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- ・ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- ・ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくず
- ・ 砂利状又は碎石状の石炭石及びけい砂

b タンク車で廃油を運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第四類引火性液体の品名又は「廃油」の記載がなされていること。

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品名又は「汚水」の記載がなされていること。

（なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認の上、汚水と同等であると判断された場合は廃棄物リサイクル課と審査の段階で協議すること。）

イ 運搬船については、船舶国籍証書又は船舶検査証書の写しにより所有者を確認すること。また、事業の実施に当たって用船契約を締結する場合には、用船契約書の写しを添付させること。

④ 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センターのwebマイページの確認画面の写し（合否結果欄が合格になっているものに限る）を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかに申請先に写しを提出させること。）。

イ アの講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者又は業務を行う役員をいう。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。修了者が業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を様式第15号により証明させること。

なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。

ウ 許可申請の区分に応じ、下表の「講習の種類」欄に記載した講習のいずれかを、下表の「講習の修了時期」欄に記載した時期に修了していなければならないものとする。

なお、繰上げ更新について、講習の修了時期は新規許可と同様に扱うこと。

許可申請の区分		講習の種類	講習の修了時期
産業 廃棄物	新規許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注1】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、修了者が引き続き在籍している場合には、修了時期を問わず有効とする。 なお、当該修了者が在籍していない場合は、更新許可の例による。ただし、講習の修了時期については、申請受付日から起算するものとする。		
特別管 理産業 廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注2】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、修了者が引き続き在籍している場合には、修了時期を問わず有効とする。 なお、当該修了者が在籍していない場合は、更新許可の例による。ただし、講習の修了時期については、申請受付日から起算するものとする。	

【注1】 次のいずれかに該当するときに限る。

- ・ 他の自治体において、既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
- ・ 既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

【注2】 次のいずれかに該当するときに限る。

- ・ 他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
 - ・ 既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。
- エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることとし、それを証するものとして、修了証の写しを添付させるとともに、様式第21号のポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿を添付させること。
- ⑤ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（省令様式第6号の2第8面）
- ⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）
- ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その1）とする。
- 電子交付された納税証明書の場合は、交付された納税証明書の一次印刷物とする。
- イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提出したものと同一のものであること。
- ウ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。
- エ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
- オ 法人税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。
- カ 直前3年の各事業年度の経常利益（損失）が全て損失になっている場合は、損失の原因と持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みについて記載した経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。ただし、設立年度により3年分の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書等の提出は求めないこととする。
- ⑦ 資産に関する調書（省令様式第6号の2第9面）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）
- ア 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（その1）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないため、源泉徴収票や住民税納税証明書等を

所得税納税証明書とみなす。

イ 所得税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

ウ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書を添付させること。

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）

ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正又は変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで申請書の受付を認めるものとする。ただし、その場合は、後日、改正後の定款若しくは寄附行為又は変更登記後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出させること。

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、原本を提出させることとし、登記情報提供サービスにより提供された情報は、受け付けることができないこと（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合）

ア 住民票の写しについては、次の(ア)、(イ)により取り扱うこと。（以下同じ）

(ア) 次の項目を満たした住民票の写しを添付させること。

- ・本籍（外国人にあつては、国籍等及び在留カード等の番号）の記載があること。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないこと
- ・受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。

(イ) 海外在住を理由に住民票の写しを提出できない場合は、住民票の写しの代わりに次に掲げる書類のいずれかを添付させること

a 日本人の場合

- ・戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）の付いた戸籍抄本（戸籍謄本も可）
- ・在外公館で発行される在留証明書（本籍地（番地まで）の記載のあるもの）

b 外国人の場合

- ・パスポートの写し等住所の確認ができる書類

イ 登記されていないことの証明書等については、登記されていないことの証明書又は

医師の診断書を添付すること。（以下同じ）

(ア) 登記されていないことの証明書

- a 氏名、生年月日及び住所又は本籍が記載されていること
- b 記載内容は住民票と同一であること。ただし、次の場合は同一と判断して差し支えない。
 - ・住民票に記載されている氏名と登記されていないことの証明書に記載されている氏名の文字が、正字と俗字又は旧字体の関係で異なっている場合。
 - ・住民票の住所又は本籍が例の左欄のとおり記載されており、登記されていないことの証明書の住所又は本籍が例の右欄のとおり記載されている場合。

例

住民票の住所又は本籍の記載	証明書の住所又は本籍の記載
〇〇町 <u>1丁目1番地</u> の <u>1</u>	〇〇町 <u>1-1-1</u>
〇〇町 <u>二丁目</u> 2番地	〇〇町 <u>2丁目</u> 2番地
〇〇町字□□3番地	〇〇町3番地
〇〇町 <u>4番地</u> ◇◇マンションⅡ号棟404号室	〇〇町 <u>4-2-404</u>

- c 受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。
- d 電子証明書の写しでないこと。

(イ) 医師の診断書

- a 次の内容が記載され、診断した医師の署名が行なわれていること。
 - ・被診断者の氏名、生年月日、住所
 - ・「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者に該当しない。」旨の診断結果
 - ・発行日
 - ・診断した医療機関名及び住所
 - ・医師であること、診断した医師の氏名
 - b 記載されている被診断者の氏名、生年月日、住所が住民票と社会通念上、同一であること。
 - c 被診断者と診断した医師が同一人物でないこと
 - d 受付日から起算して3か月前の日以降に発行されたものであること。
- ⑩ 誓約書（申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）（省令様式第6号の2第10面）
- ⑪ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等）
- ⑫ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（申請者が法人である場合）

- ⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）

出資者が海外法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）が提出できないため、出資者である旨を申し立てる書類を提出させること（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。

- ⑭ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

- ⑮ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。

- ⑯ 使用人の権限を証する書類

使用人に該当する者がいる場合には、その旨を様式第16号により証明させること。

- ⑰ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証・認定証の写し

ア ①の「事業計画の概要を記載した書類」に記載された予定運搬先処分業者の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付させ、許可品目及び有効期限を確認すること。

イ 特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集運搬する場合は、添付を省略することができるものであること。

ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の対象物である廃自動車のみを収集運搬する場合は、予定運搬先の解体業者又は破碎業者の許可証を添付させるものとする。

エ 複数の予定運搬先処分業者が存在する産業廃棄物の種類にあつては、1者以上の予定運搬先処分業者について許可証等の写しを添付させれば足りるものであること。

オ 予定運搬先において有価買取がなされる場合（運搬費用を含めると逆有償となる場合）は、予定運搬先処分業者の許可証等の写しに代えて、当該物の売買契約書の写し又はこれらに類する書類を添付させ、予定運搬先において有価物として取り扱われるものであることを明らかにさせること。

- ⑱ 他県等の許可証・指定証の写し

ア ①の「事業計画の概要を記載した書類」に記載された予定排出事業場又は予定運搬先の所在地が他都道府県の場合は、当該他都道府県の収集運搬業の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付させ、許可品目及び有効期限を確認すること。

イ 事業計画に記載された品目について、他都道府県の収集運搬業の許可証等の写しに記載されていない場合は、収集先又は運搬先の所在地の政令市の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付させ、許可品目及び有効期限を確認すること。

⑱ 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させること。

第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき、省令第9条の2第6項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1度目の更新許可を行っていれば、それ以降は任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第3-1-(5) 更新許可申請書の審査

更新許可申請書の審査に当たり、内容に疑義が生じた場合には補正を求める等、新規許可申請書の審査と同様に一連の審査を行うこと。

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

区 分		届出書様式	提出書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	第3-2-(3)のとおり。	正本1部 副本1部
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	
特別管 理産業 廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第17号）	第3-2-(3)のとおり。	
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア 届出書の受付に当たっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容（規則第10条の10第1項に掲げる事項）」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。

なお、「出資者等」欄においては、出資者等以外の者がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「届出者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

イ 法人が行う届出であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該届出を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による届出で差し支えないこと。

ウ 添付書類の内容が、第3-1-(3)の規定に沿っていることを確認すること。

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第10条の23第2項）ことから、当該期間を経過した後届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付の際に届出者に返却すること。

オ 許可証に記載された氏名（法人の場合にあっては代表者の氏名）について、許可業者が旧姓併記のために書換えを希望する場合は変更届を提出させること。変更届の提出に当たっては、届出書の「届出者」欄に旧姓を使用した氏名を（ ）書きさせるとともに、届出者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写し又は戸籍謄本等の提出を求め、対象者の旧姓を確認すること。

また、申請者（個人である場合に限る）が通称名併記のために書換えを希望する場合も同様とする。その際、届出書の「届出者」欄に通称名を（ ）書きさせるとともに、住民票の写しにより対象者の通称名を確認すること。

なお、書換えに当たっては許可証の写しも併せて提出させること。

第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（届出者が法人である場合）

⑧ 住民票の写し（届出者が個人である場合）

⑨ 許可証の写し

なお、住所の変更に伴い、事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更を行う場合は、下記オに掲げる書類を併せて添付させること。

イ 氏名又は名称の変更

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（届出者が法人である場合）

⑨ 住民票の写し（届出者が個人である場合）

⑩ 許可証の写し

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア) 新任者について、以下の書類のうち該当するものを提出させること（退任者については添付を要しないものとする。）。

⑪ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等）

⑫ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑭ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

⑮ 使用人の権限を証する書類

(イ) 法人の役員の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑧ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(ウ) 法人の代表者の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑩ 許可証の写し

(エ) 上記(ア)から(ウ)までに掲げる書類に加え、収集運搬業許可申請書（省令様式第6号又は第12号）の第2面及び第3面等（必要な情報が記載されていれば、様式は問わない。）により、変更前後の法定代理人、役員、出資者等及び使用人の一覧（氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載したもの）を提出させること。

エ 事務所又は事業場の所在地の変更

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

① 事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要を記載した書類（省令様式第6号の2第1面から第5面）のうち、

記載内容に変更のあるものについて、変更前及び変更後をそれぞれ提出させること。

なお、車両又は船舶の変更にあっては、変更前後の全ての車両又は船舶の一覧表を添付すれば、様式6号の2第2面は省略できるものとする。

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

運搬車両の変更にあっては、次の(ア)及び(イ)の書類を提出させること。

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の写真（変更のあった車両に限る。）

- ・ 省令様式第6号の2第6面に貼付すること。
- ・ 運搬車両の前面（真正面）及び側面（真横）を撮影した写真を原則とする。ただし、他方向から撮影されたものであっても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。
- ・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

運搬車両の変更（運搬車両を廃止した場合を除く。）にあっては、変更のあった車両につき、運搬車両の登録等を証する書類（第3-1-(3)③ア(ア)）を提出させること。

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出（平成30年4月1日以降に許可の有効期間の満了を迎えていない優良認定事業者に限る。）

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、省令様式第6号の2第2面及び第4面については、変更があった場合に添付させること。

(イ) 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」（平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知）に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること。

(ウ) 省令様式第6号の2第5面に、水銀含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

⑦ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証・認定証の写し

予定運搬先処分業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の水銀含有産業廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

第3-2-(4) 廃止届の添付書類

ア 収集運搬業の一部廃止の場合

⑬ 許可証の写し

その他、変更届の添付書類に準じ、関係する書類を添付すること。

イ 収集運搬業の全部廃止の場合

- ・ 許可証
- ・ 細則様式第32号の許可証等返納書（第3-3-(2)による。）

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納

第3-3-(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により担当健康福祉センターへ申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、副本は、申請書の受付後に申請者に返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (細則様式第31号)	許可証 (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本1部

第3-3-(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により担当健康福祉センターへ許可証を返納させること。

様式	添付書類	提出部数
許可証等返納書 (細則様式第32号)	許可証	正本1部

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書

収集運搬業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本1部及び副本1部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本1部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

様 式	添付書類	提出部数
欠格要件に係る届出書（破産者等） （細則様式第20号）	許可証 （許可証を失ったときは理由書）	正本1部 副本2部
欠格要件に係る届出書（精神の機能の 障害を有する状態となり廃棄物の処理 の業務の継続が著しく困難となった 者） （細則様式第20-2号）		

第4 収集運搬業における積替え保管

第4-1 積替え保管を認める場合

収集運搬業における積替え又は保管（以下「積替え保管」という。）は、保管の長期化や、排出事業者の排出責任の不明確さ等により、生活環境保全上の支障の発生に繋がりがやすいことから、次の(1)から(4)までに掲げる場合に限り認めるものとする。なお、保管のみを業として行うことは認められないものである。

(1) 通常の排出形態における1回当たりの排出量が少量の廃棄物を、個々の排出事業者が特定できる方法で積替え保管する場合であって、積替え保管を必要とする合理性が認められるとき。

- ・ 「通常の排出形態における1回当たりの排出量が少量」とは、個々の排出事業者における1回当たりの排出量が、ドラム缶に換算して概ね1本以下であることをいう。
- ・ 「個々の排出事業者が特定できる方法で積替え保管する場合」とは、個別の容器を用いて保管されることにより、当該廃棄物の排出事業者が明確となっている場合をいう。ただし、積替え保管を行っても性状が変化するおそれがなく、かつ、個体ごとの管理がなされる廃棄物については、必ずしも個別の容器を用いて保管することを要しない。
- ・ 「積替え保管を必要とする合理性が認められるとき」とは、同種の廃棄物を排出する小規模排出事業者が相当数存在しており、積替え保管を行わなければ収集運搬業務の効率性が著しく阻害される場合をいう。
- ・ 以上の要件を満たす場合であっても、積替え保管を行う間に廃棄物の性状が変化し、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるときは、積替え保管を認めないものとする。また、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、「数次の請負によって行われる結果として処理責任の所在が曖昧になりやすい」という建設工事特有の事情に鑑み、排出事業者である元請業者による自ら保管を指導することとし、積替え保管を認めないものとする。

(2) 収集運搬の途中で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬手段を変更する（貨車又は船舶に係る場合をいう。）際に積替え保管を行う場合。

なお、積替え前後で運搬する者が異なる場合は、積替え保管場所を管理している者など、積替え保管の行為を管理する者について、積替え保管を含む許可を要するものとする。

(3) 自動車リサイクル法対象外車両を処理料金を徴収して又は無償で処理を行う際に、有価部品等を回収するため積替え保管を行う場合。

- (4) 特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合。

第4-2 積替え保管の基準

政令第6条第1項第1号又は第6条の5第1項第1号に規定するもののほか、次によるものとする。

- (1) 積替えを行う場所と保管を行う場所は、同一敷地内とする。
- (2) 積替え保管場所は、原則として静岡県許可区域内1か所とする。
- (3) 積替え保管場所において、積替え保管を行う廃棄物と他の積荷等が混在しないよう管理すること。
- (4) 第4-1の(1)及び第4-1の(4)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の7日分」及び「積替え後の運搬車両の1台分」のうち最小の量を上限とする。
- (5) 第4-1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管日数は、7日を上限とする。

第4-3 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請

第4-3-1 許可申請書の添付書類

積替え保管を含む収集運搬業の許可申請書添付書類は、第3-1-(3)の例によるもののほか、次によるものとする。

① 事業計画の概要を記載した書類

省令様式第6号の2第1面から第5面までに、積替え保管に係る事項を詳細に記載させること。

また、省令様式第6号の2第3面中「(3)積替施設又は保管施設の概要」欄には、「別紙事業概要書のとおり」と記載の上、積替え保管に係る事業概要書(様式第17号)を添付させること。

② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

積替え保管の場所に係る書面として、次の(ア)から(カ)までに掲げるものを添付させること。

(ア) 積替え保管の場所の配置図

(イ) 積替え保管の場所の公図の写しとして、積替え保管施設の配置を図示したもの並びに積替え保管施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記したもの各1部(作製者氏名及び作製年月日を付記)

(ウ) 排出事業者が積替え保管を行う旨を承知する書類(第4-1の(4)に掲げる場合を除く。)

(エ) 積替え保管の場所の写真(全景及び主要な部分を撮影したもの)

(オ) 積替えのための保管量算出の根拠を示す書類等

(カ) 最大積み上げ高さの根拠を示す書類等(屋外で容器を用いずに保管する場合)

- (キ) 積替え保管の管理体制を示す書類
- (ク) 積替え保管の場所に係る他法令等の許認可証等の写し
- ③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
積替え保管の場所の土地の登記事項証明書（土地の所有者と申請者とが異なる場合は、賃貸借契約書等の使用権原を証する書類）を添付させること。

第4-3-(2) 許可申請書の受付及び審査の留意事項

- ア 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請案件については、事前に申請者と事業計画を十分に協議した上で申請書を受け付けること。
なお、審査においては、「産業廃棄物収集運搬業 積替え保管の基準適合チェックリスト」（別紙11）により、上記「第4-1」及び「第4-2」に適合することを確認すること。
- イ 既に積替え保管を含む収集運搬業の許可を受けている者から、積替え保管を含む収集運搬業の更新許可申請がなされる場合であっても、第4-3-(1)に掲げる書類の添付省略は認めないこととし、第4-2の基準に合致するよう十分指導を行うこと。
- ウ 積替え保管に係る許可を受けていない者が、積替え保管を含む許可への変更を行う場合には、変更届ではなく、変更許可の対象となるので、十分指導すること。
- エ 積替え保管場所に関する事項を変更する場合は、変更届としての取扱いになるが、事前に申請者と変更の内容を十分協議した上で届出書を受け付けること。また、変更前の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理状況を十分確認すること。

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

区 分		申請書様式	提出書類	提出部数
産 業 廃棄物	新規許可	産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第8号)	別紙2-2 「(特別管理)産業 廃棄物処分業 許可申請書提出 書類チェックリ スト」による。 内容及び留意事 項は第5-1- (3)のとおり。	正本1部 副本2部
	更新許可			
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可 申請書 (省令様式第10号)		
特別管 理産業 廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第14号)		
	更新許可			
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲 変更許可申請書 (省令様式第16号)		

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付し、整理して提出すること。なお、申請書類は紙のみで構成し、プラスチック製のインデックスや付箋、写真等を使用しないこと。

第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項

ア 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との混合物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処分業と産業廃棄物処分業との両許可を取得させること。

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、出資者等以外の者がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。

ウ 法人が行う申請であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による申請で差し支えないこと。

エ 更新許可申請書は、標準処理期間（50日）を考慮し、許可期限日の3か月前から50日前

までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。なお、受付の際には、受付印を押印した副本を申請者に返却すること。

なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち1部は申請書の受付の際に申請者に返却する。審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

オ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

カ 申請者が繰上げ更新を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

また、標準事務処理期間（50日）を考慮し、希望する始期の3か月前から50日前までの提出を原則とすること。

キ 更新許可申請の際、事業範囲の変更又は一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止の届出をする必要があること。なお、更新許可申請に併せて変更許可申請がなされた場合は、更新許可を行った上で変更許可を行うこととなるため、更新許可申請における事業の範囲には、変更許可申請に係る内容を含めないこと。

ク 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

ケ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

コ 事業の用に供する施設が規則第2条に規定する肥料飼料製造処理施設である場合であって、法に基づく申請の前に条例に規定する当該施設の設置又は変更に係る手続きを行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

サ 登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記により取得するよう指導すること。

シ 当該申請に係わる施設が法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の規定に該当する可能性がある場合は、事前に廃棄物リサイクル課に確認した後で受付すること。

ス 当該申請に係る施設が法第15条第1項及び第15条の2の6の規定による許可を要する場合には、使用前検査確認通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

セ 当該施設を継承（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）する場合には、当該継承に係る許可証又は通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

ソ 許可証に記載する氏名（法人の場合にあっては代表者の氏名）について、申請者が旧姓の併記を希望する場合は、申請書の「申請者」欄に旧姓を使用した氏名を（ ）書き

させるとともに、申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写し又は戸籍謄本等により対象者の旧姓を確認すること。

また、申請者（個人である場合に限る）が許可証へ通称名の併記を希望する場合は、申請書の「申請者」欄に通称名を（ ）書きさせるとともに、住民票の写しにより対象者の通称名を確認すること。

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-2「（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書提出書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行った書類について、当該書類が何度も発行されるものは原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させることとする。

原本の提出を求めている書類について、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合、原本を産業廃棄物処分業の許可申請書又は届出書に添付することで、産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書にはコピーを添付すれば足りることとする。

ただし、下記の事項を記載した書類を産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書に添付させること。

- ・原本を添付した申請書又は届出書の名称
- ・原本の添付を省略した書類の名称

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、様式第7号の1から様式第7号の5までに記載するものとする。

イ 様式第7号の1中「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類を記入させること。

ウ 様式第7号の1中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄及び「予定収集運搬者の名称、所在地及び電話番号」欄には、産業廃棄物の種類、処分方法及び処分後の処理方法ごとにそれぞれ1者以上が記載されていれば足り、全ての排出事業場又は運搬先を記載させる必要はないこと。

エ 複数の処分方法又は処分後の処理方法が存在する産業廃棄物の種類にあっては、様式第7号の1に全ての処分方法及び処分後の処理方法を記載させること。

オ 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、様式第7号の1中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧

書きで追記させること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付させることとしても差し支えない。

カ 政令別表第1、別表第2又は別表第3に定める施設において排出された場合にのみ特別管理産業廃棄物に該当する産業廃棄物を取り扱う場合は、上記オの例による。

キ 変更許可申請の場合には、変更後の書類のほか、変更前の書類も添付させること。なお、記載内容に一切変更がない書類については、「変更前後」と明記の上、1枚のみ添付することとして差し支えない。

ク 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」（平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知）に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること。

ケ 様式第7号の2中「廃棄物の種類(処理能力)」欄には、1日あたりの処理能力及び1時間あたりの処理能力を記載させること。

コ 様式第7号の2中「処理施設の処理方式及び設備の概要」欄には処理施設の名称、処理方式、メーカー名、型番を記載させること。

併せて、処理前保管場所から排出し、処理後保管場所に搬入するまでの間の設備について記載されていることを確認すること。

サ 様式第7号の2中、「環境保全設備の概要」欄には設置した設備や設置方法を記載し、法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の施設許可施設においては、設置許可の構造に関する計画において示した環境保全設備が記載されていること。

シ 様式第7号の2及び様式第7号の3は処分施設ごとに記載させること。

ス 様式第7号の5に、水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

セ 様式第7号の5中、「環境保全措置」欄には稼働、維持管理において講じる措置(点検や水質検査等)を記載し、法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の施設許可施設においては、設置許可の維持管理に関する計画において示した環境保全設備が記載されていること。

② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア 平面図、立面図、断面図(縦断及び横断面図)及び構造図のほか、処理施設(保管場所を含む。)の配置図を添付させること。

なお、施設配置図は、屋外・屋内の別が分かるよう区分して記載すること。(写真を添付させること。)

また、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠（算出に用いた寸法等を明記した図面及び係数等の根拠を含む。）を示すものであり、最大処理能力であることを確認すること。

なお、設計計算書に手作業による作業時間が含まれていないことを確認すること。

また、施設の製造業者が存在しない等、設計計算書により処理能力を示すことができず、やむを得ず実測により処理能力を算出する場合は、最低3回実測を行い、その最大値を処理能力とすること。この場合、実測結果に合わせて、実測の状況（実測に使用した廃棄物や時間、重量等）が分かる写真を添付すること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書（更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書）が必要であること。

ウ 処分の業務を行う事務所及び処理施設について、付近の見取図を添付させること。

また、公図の写しとして、処理施設（保管の場所を含む。）の配置を図示したもの並びに処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記したもの各1部（作製者氏名及び作製年月日を付記）を添付させること。

エ 最終処分場にあつては、地下水の状況を明らかにする書類として、地下水等の試験検査成績書を添付させること。

地下水等の試験検査成績書は、新規許可申請の場合には、許可申請埋立開始前の周縁地下水等の測定結果を、また、更新許可申請の場合には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する放流水、浸透水、周縁地下水等の1年以内の測定結果を記載したものとする。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行前に設置された最終処分場であつて、法第15条に基づく許可又は経過措置に基づく届出の対象とならないもの（いわゆる「ミニ処分場」）にあつては、周囲の地形及び地質に関する書面並びに地下水の状況に係る図面を添付させること。

カ 上記のほか、次の(ア)から(エ)までに掲げる書類も添付させること。

(ア) 施設（保管場所を含む。）及び重機の写真

施設全景及び主要な施設を撮影したもの（保管場所の掲示板を含む。）

(イ) 中間処理施設にあつては、産業廃棄物処理工程図

(ロ) 保管量の上限を示す図面及び計算書

(ハ) 保管高の上限を示す図面及び計算書（屋外で容器を用いずに保管する場合）

キ 法第15条施設にあつては、産業廃棄物処理施設許可証等及び使用前検査確認通知書の写しを添付すること。なお、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けたものと変更がない場合には、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を省略することができるものであること。

おつて、使用前検査確認通知書の写しに代えて、定期検査結果通知書の写しでも可

とする。

また、当該施設を承継（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）した場合には、当該承継に係る許可証、認可証又は県の受付印が押印された相続届出書の写しを添付するものとする。

ただし、事業の範囲の中に法第15条施設の許可に含まれない品目がある場合の当該品目の能力計算は、第5-1-(3)②イによること。

- ③ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

ア 施設に係る土地の登記事項証明書

施設に係る土地の所有者と申請者とが異なる場合は、賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

イ 中間処理施設については、引渡証明書、売買契約書及び領収書等の代金受領証又は償却資産課税台帳の登録事項証明書とし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

- ④ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（埋立処分及び海洋投入処分を業として行う場合を除く。）

ア 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、様式第11号によるものとする。

イ 処分後の産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合は、処理業者等の許可証の写し又はこれらに類する書類を添付させること。

なお、様式第11号中「委託処理(所在地)」欄には、処理施設の設置場所を記載させること。

ウ 処分後の産業廃棄物を自ら処理しようとする場合は、②及び③に準じた書類を添付させること。

エ 処分後の物が再生製品となる場合は、再生製品の製品規格等、再生製品が通常製品と同様に流通できることを証する書類及び再生製品の売買契約書の写し又はこれらに類する書類により、再生製品が廃棄物でないことを明らかにさせること。

- ⑤ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第13条に規定する登録済証の写し（海洋投入処分を業として行う場合）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号又は第5号の規定により廃棄物を海洋投入する場合には、海上保安庁長官の登録を要すること。

- ⑥ 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の処分課程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センターのwebマイページの確認画面の写し（合否結果欄が合格になっているものに限る）を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかに申請先に写しを提出させること。）。

イ アの講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者又は業務を行う役員をいう。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。修了者が業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を様式第15号により証明させること。

なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。

ウ 許可申請の区分に応じ、下表の「講習の種類」欄に記載した講習のいずれかを、下表の「講習の修了時期」欄に記載した時期に修了していなければならないものとする。

なお、繰上げ更新について、講習の修了時期は新規許可と同様に扱うこと。

許可申請の区分		講習の種類	講習の修了時期
産業 廃棄物	新規許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注1】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、修了者が引き続き在籍している場合には、修了時期を問わず有効とする。 なお、当該修了者が在籍していない場合は、更新許可の例による。ただし、講習の修了時期については、申請受付日から起算するものとする。		
特別管 理産業 廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程【注2】	申請受付日から起算して2年前の日以降
	更新許可	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分課程	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の処分課程	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、修了者が引き続き在籍している場合には、修了時期を問わず有効とする。 なお、当該修了者が在籍していない場合は、更新許可の例による。ただし、講習の修了時期については、申請受付日から起算するものとする。	

【注1】 次のいずれかに該当するときに限る。

- ・ 他の自治体において、既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。
- ・ 既に産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

【注2】 次のいずれかに該当するときに限る。

- ・ 他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けているとき。
- ・ 既に特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

- ⑦ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、様式第12号に記載するものとする。
- ⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）
- ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その1）とする。
電子交付された納税証明書の場合は、交付された納税証明書の一次印刷物とする。
- イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提示したものと同一のものであること。
- ウ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。
- エ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
- オ 法人税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。
- カ 直前3年の各事業年度の経常利益（損失）が全て損失になっている場合は、損失の原因と持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みについて記載した経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。ただし、設立年度により3年分の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書等の提出は求めないこととする。
- ⑨ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）
- ア 資産に関する調書は、様式第13号とする。
- イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（そ

の1)とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

ウ 所得税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書及び中小企業診断士の診断書等を添付させること。

⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）

定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正又は変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで申請書の受付を認めるものとする。ただし、その場合は、後日、改正後の定款若しくは寄附行為又は変更登記後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出させること。

⑪ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（申請者が個人である場合）

⑫ 誓約書（申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）

⑬ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等）

⑭ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（申請者が法人である場合）

⑮ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）

⑯ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

⑰ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。）

ア 分析を行う設備の配置図及び平面図

イ 分析機器の種類の一覧

ウ 分析を行う設備の所有権又は使用権原を証する書類

エ 放射性同位元素設備機器を使用する場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく届出の受付を示す書類

なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備は、別紙4に掲げる設備のうち、取り扱う廃棄物の種類に応じた設備が必要となる。

⑱ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。）

ア 学歴を証する書類（卒業証書の写し、卒業証明書又は資格を証する書類）

イ 実務経験を証する書類（雇用者の証明書）

なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の資格は、別紙5のとおりである。

⑲ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。

⑳ 使用人の権限を証する書類

使用人に該当する者がいる場合には、その旨を様式第16号により証明させること。

㉑ 他法令等許認可証等の写し

申請を行うに当たって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれらを取得させることが望ましいが、やむを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

㉒ 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させること。

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき、省令第10条の4第5項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1度目の更新許可を行っていれば、それ以降は任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査

更新許可申請書の審査に当たり、内容に疑義が生じた場合には補正を求める等、新規許可申請書の審査と同様に一連の審査を行うこと。

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させた上で、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させ、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

区 分		届出書様式	提出書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	第5-2-(3)の とおり。	正本1部 副本2部
	廃止届		第5-2-(4)の とおり。	
特別管 理産業 廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変 更）届出書 （省令様式第17号）	第5-2-(3)の とおり。	
	廃止届		第5-2-(4)の とおり。	

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア 届出書の受付に当たっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容（規則第10条の10第1項に掲げる事項）」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。

なお、「出資者等」欄においては、出資者等以外の者がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れないことを明らかにすること。

おって、「届出者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

イ 法人が行う届出であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該届出を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による届出で差し支えないこと。

ウ 添付書類の内容が、第5-1-(3)の規定に沿っていることを確認すること。

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第10条の23第2項）ことから、当該期間を経過した後届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付の際に届出者に返却すること。

オ 法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の施設許可施設に係る変更届の場合は、あらかじめ廃棄物リサイクル課に相談していることを確認すること。

カ 事業の用に供する施設が規則第2条に規定する肥料飼料製造処理施設である場合であつて、法に基づく届出の前に条例に規定する当該施設の設置又は変更に係る手続きを行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

キ 許可証に記載された氏名（法人の場合にあつては代表者の氏名）について、許可業者が旧姓併記のために書換えを希望する場合は変更届を提出させること。変更届の提出に当たっては、届出書の「届出者」欄に旧姓を使用した氏名を（ ）書きさせるとともに、届出者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票の写し又は戸籍謄本等の提出を求め、対象者の旧姓を確認すること。

また、申請者（個人である場合に限る）が通称名併記のために書換えを希望する場合も同様とする。その際、届出書の「届出者」欄に通称名を（ ）書きさせるとともに、住民票の写しにより対象者の通称名を確認すること。

なお、書換えに当たっては許可証の写しも併せて提出させること。

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（届出者が法人である場合）
- ⑪ 住民票の写し（届出者が個人である場合）
- ⑫ 許可証の写し

なお、住所の変更に伴い、事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更を行う場合は、下記オに掲げる書類を併せて添付させること。

イ 氏名又は名称の変更

- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（届出者が法人である場合）
- ⑪ 住民票の写し（届出者が個人である場合）
- ⑫ 許可証の写し

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア) 新任者について、以下の書類のうち該当するものを提出させること（退任者については添付を要しないものとする。）。)

- ⑬ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等）
- ⑭ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等
- ⑮ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等又は登記事項証明

書（履歴事項全部証明書）

⑯ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

⑳ 使用人の権限を証する書類

(イ) 法人の役員の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑩ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(ウ) 法人の代表者の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

㉒ 許可証の写し

(エ) 上記(ア)から(ウ)までに掲げる書類に加え、処分業許可申請書（省令様式第8号又は第14号）の第2面及び第3面等（必要な情報が記載されていれば、様式は問わない。）により、変更前後の法定代理人、役員、出資者等及び使用人の一覧（氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を記載したもの）を提出させること。

エ 事務所又は事業場の所在地の変更

② 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図（施設配置図）、立面図、断面図、構造図、公図の写し、施設の写真及び設計計算書並びに当該施設及び事務所の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

オ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

① 事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要を記載した書類（様式第7号の1から様式第7号の5まで）のうち、記載内容に変更のあるものについて、変更前及び変更後をそれぞれ提出させること。

② 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図（施設配置図）、立面図、断面図、構造図、施設の写真及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

③ 事業の用に供する施設の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出（平成30年4月1日以降に許可の有効期間の満了を迎えていない優良認定事業者に限る。）

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、様式第7号の2から様式第7号の4については、変更があった場合に添付させること。

(イ) 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記し、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。なお、「水銀含有産業廃棄物の取扱いの有

無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について」(平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知)に基づき、水銀含有産業廃棄物を含む記載を行う場合には、処理実績を確認すること。

(ウ) 処分後の処理方法を記載した書類に係る処理業者の許可証の写し

処理業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の水銀含有産業廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

(エ) 様式第7号の5に、水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

第5-2-4) 廃止届の添付書類

ア 処分業の一部廃止の場合

② 許可証の写し

その他、変更届の添付書類に準じ、関係する書類を添付すること。

イ 処分業の全部廃止の場合

- ・ 許可証
- ・ 細則様式第32号の許可証等返納書(第5-3-(2)による。)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

第5-3-(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により担当健康福祉センターへ申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、正本1部を廃棄物リサイクル課に進達し、副本1部を申請書の受付後に申請者に返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (細則様式第31号)	許可証 (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本2部

第5-3-(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により担当健康福祉センターへ許可証を返納させること。

なお、正本1部は廃棄物リサイクル課に送付すること。

様式	添付書類	提出部数
許可証等返納書 (細則様式第32号)	許可証	正本1部

第5-4 処分業者における欠格要件に係る届出書

処分業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本1部及び副本1部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本1部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

様式	添付書類	提出部数
欠格要件に係る届出書（破産者等） （細則様式第20号）	許可証 （許可証を失ったときは理由書）	正本1部 副本2部
欠格要件に係る届出書（精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者） （細則様式第20-2号）		

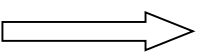
第6 担当健康福祉センター

第6-1 担当健康福祉センターの決定

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る申請書等の受付を行う健康福祉センター（担当健康福祉センター）は1か所とし、以下の基準により決定する。

- (1) 積替え保管を含まない収集運搬業については、「事業計画の概要を記載した書類」中、最も業務量が多い区域（以下「主たる営業区域」という。）を管轄する健康福祉センターとする。この場合において、主たる営業区域の判断は、県内の収集業務を行う区域（排出事業所のある区域）を優先し、県内に収集業務を行う区域がない場合は運搬業務を行う区域（運搬先処理施設のある区域）により行う。

なお、主たる営業区域の判断に当たって、中部健康福祉センターは、静岡市を管轄するものとみなす。また、西部健康福祉センターは、浜松市を管轄するものとみなす。

例1： A市 (収集)  B町 (運搬) A市を管轄する健康福祉センターが担当となる。ただし、A市が県外の場合は、B町を管轄する健康福祉センターとなる。

例： A市 (収集) → B町 (運搬) 従来は、A市を管轄する健康福祉センターが担当となっていた。

C市 (収集) → D市 (処分業) 新規申請 D市における処分業の新規許可申請がなされた際には、D市を管轄する健康福祉センターにおいて処分業の新規許可に係る事務を行う。その後、収集運搬業の担当健康福祉センターを、A市を管轄する健康福祉センターからD市を管轄する健康福祉センターへ変更する。

第6-2 担当健康福祉センターの変更

処理業者の業務量の変動により、活動の実態が担当健康福祉センターの管外に移行することとなった場合には、担当健康福祉センターは、関係する健康福祉センターと事前に協議した上で、担当健康福祉センターの変更をすることができる。

この場合において、変更前の担当健康福祉センターは、関係書類を移送するとともに、廃棄物リサイクル課及び当該処理業者に対してその旨を通知するものとする。

第6-3 実地調査の実施

申請書又は届出書の受付に当たっては、原則として実地調査を行い、申請又は届出の内容と相違がないことを確認すること。

なお、調査場所が管外となる場合は、その場所を管轄する健康福祉センターに調査を依頼すること。

第7 許可証の交付

第7-1 統一許可番号（11桁）の交付手続き

第7-1-1 許可番号リスト

ア 担当健康福祉センターは、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請を受け付けた際は、別紙6「許可番号リスト」に申請者名（法人にあっては代表者の氏名）、住所等を記載し、廃棄物リサイクル課に送付する。

また、他の自治体において既に統一許可番号を有している場合、許可番号リストの送付は不要とする。

なお、失効新規で固有番号の再取得を申請する際は、環境省産業廃棄物行政情報システムにおいて失効前の許可情報が廃止の状態であることを確認すること。

イ 廃棄物リサイクル課は、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請に係る許可番号リストを作成するとともに、各健康福祉センターから送付された許可番号リストを取りまとめた上で、環境省産業廃棄物行政情報システムにより固有番号（6桁）を取得する。

ウ 廃棄物リサイクル課は、環境省で付された固有番号（6桁）のうち産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係るものを各健康福祉センターへEメールにより送付する。

エ 健康福祉センター及び廃棄物リサイクル課は、別紙7の「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可証の許可番号」により、当該業者の固有番号（6桁）の前に静岡県の5桁の番号を加え、11桁の統一許可番号として当該許可証に付する。

第7-1-(2) 許可番号リスト記載上の留意事項

許可番号リストへの記載に当たっては、文字は大きめに、かつ、明確にすること。

ア 会社法人等番号

申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）により確認のうえ、記載すること。

イ 申請者名

(ア) 申請者名には、振り仮名を振ること。

(イ) 申請者が法人の場合は会社名を記載するが、株式会社、有限会社等の表示は省略せずそのまま記載すること（株、有は使用しないこと。）。

(ウ) 申請者が個人の場合は個人名を記載すること（屋号等は記入しないこと。）。

(エ) 申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、申請者が個人の場合は住民票の写しにより確認のうえ、記載すること。

ウ 代表者の氏名

(ア) 代表者の氏名には、振り仮名を振ること。

(イ) 申請者が法人の場合は代表者名を記載すること。

(ウ) 申請者が個人の場合は個人名を記載すること。

(エ) 申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、申請者が個人の場合は住民票の写しにより確認のうえ、記載すること。

エ 所在地又は住所

(ア) 他都道府県の場合は、都道府県名から記載すること。

(イ) 申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、申請者が個人の場合は住民票の写しにより確認のうえ、記載すること（番地は全角数字でハイフンを使用すること）。

オ 生年月日

申請者が個人の場合は住民票の写しにより確認のうえ、記載すること

カ 本籍

申請者が個人の場合は住民票の写しにより確認のうえ、記載すること。

キ 備考

処理業の種類、県内政令市における申請状況、重複している固有番号など、特記すべき事項を記載すること。

第7-2 許可日の取扱い

(1) 許可の年月日は、決裁の日とする。ただし、更新許可の場合は、従前の有効年月日の翌日とする。

許可の有効期間は5年又は7年であるので、許可の有効年月日は、5年又は7年経過後の許可日に相当する日の前日となる。ただし、最後の月に相当する日がない場合は、その月の末日とする（民法第143条、暦による計算による）。特に、3月1日が許可日となる場合は、許可の有効年月日に注意すること。

例1： 許可の年月日 平成11年11月11日

許可の有効年月日 平成16年11月10日

例2： 許可の年月日 平成12年2月29日

許可の有効年月日 平成17年2月28日

(2) 運搬先処理施設設置者が、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可（新規又は変更に限る。）申請中の場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物処分業の許可日を統一するので、許可に当たっては、廃棄物リサイクル課と協議すること。

第7-3 許可証の記載

第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) 「事業の区分」として「収集運搬」と記載し、業の種類の限定を（ ）書きで記載すること。

例：（積替え及び保管を除く。）、（積替え及び保管を含む。）、（保管行為を除く。）

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に第3-1-(3)⑰に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：（グリストラップ汚泥に限る。）

（〇〇工場から△△工場に運搬するものに限る。）

（石綿含有廃棄物を含む。）

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ) 低濃度PCB廃棄物については、政令による区分ごと、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月26日環境省告示第98号）に規定する限定名称を組み合わせて記載する。

例1：同告示第2項第1号イ及び第2号の場合

廃PCB等（低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）

例2：同告示第2項第2号ロからニに限定する場合

PCB汚染物（低濃度PCB含有廃棄物に限る。）

(エ) 産業廃棄物の種類及び合計品目数（以上〇〇品目）を記載すること。

イ 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

上記アの(ア)において「（積替え及び保管を含む。）」又は「（保管行為を除く。）」に該当する場合に記載し、その他の場合は「該当しない」とすること。

表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」と記載し、裏面等にその内容を記載すること。

ウ 許可の条件

許可に当たり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。

例えば、運搬経路又は搬入時間帯を指定することなどが考えられる。

エ 許可の更新又は変更の状況

更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。

新規許可の場合は、1行目に許可日及び「新規許可」を記入することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、当該更新許可を行った日以前の変更許可、変更届又は廃止届による書換えの履歴は省略することとする。

例1：新規許可の場合

平成11年12月1日 新規許可

例2：変更許可の場合

平成9年10月9日 新規許可

平成11年12月1日 変更許可

例3：更新許可の場合

平成6年12月1日 新規許可

平成11年12月1日 更新許可

例4：変更届による書換えの場合

平成6年10月9日 新規許可

平成8年4月1日 住所変更

平成9年11月1日 変更許可

平成10年6月29日 名称変更、代表者変更

平成11年1月14日 品目の一部廃止

平成11年3月1日 許可証の再交付

例5：変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合

例4の場合で、平成11年10月9日に更新許可を行うと、

平成6年10月9日 新規許可

平成11年10月9日 更新許可

例6：更新許可申請について、従前の許可の有効期間の満了後に更新許可を行った場合（法第14条第3項が適用される場合）

例3の場合で、平成11年12月15日に更新許可を行うと、

平成6年12月1日 新規許可

平成11年12月15日 更新許可

（なお、同条第4項に規定する従前の許可の有効期間の満了の日の翌日は、平成11年12月1日となる。）

例7：更新許可申請について、従前の許可の有効期間の満了前に更新許可を行った場合

例3の場合で、平成11年11月25日に更新許可を行うと、

平成6年12月1日 新規許可

平成11年11月25日 更新許可

（なお、更新後の許可の年月日は、従前の有効年月日の翌日とする。）

変更事項に係る日付の例は次のとおりである。

住所変更 … 登記事項証明書中の変更（移転）の日（登記の日ではない。）

住民票の転入又は転居の日（届出の日ではない。）

組織変更 … 登記事項証明書中の変更の日（登記の日ではない。）

代表者変更 … 登記事項証明書中の就任の日（登記の日ではない。）

変更届による書換えにおいて、代表者変更、住所変更等2以上の項目で変更があった場合には、変更のあった事項ごとに履歴を記載すること。ただし、2以上の項目の変更が同一日に行われた場合には、一行にまとめて記載しても差し支えない。なお、法令の該当規定における規定の順に記載すること。

オ 旧姓等の併記

旧姓併記の希望があった場合の許可証への記載方法は下記によること。なお、通称名の併記については旧姓の記載方法に準ずるものとする。

(ア) 氏名（法人の場合にあっては代表者の氏名）の後に（ ）書きで旧姓を使用した氏名を記載すること。

例：静岡 太郎（浜松 太郎）

(イ) 書換えの場合は、許可の更新又は変更の状況における日付は届出受付日を、変更事由は旧姓併記と記載すること。

例：令和6年4月1日 旧姓併記

カ その他

許可証の住所は、県内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、知事印を押印すること。

キ 許可証の記載例

別紙9のとおりである。

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) 事業の区分として「中間処分」又は「最終処分」と記載し、次に処分の方法と取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。

収集運搬と異なり、業の種類の限定を（ ）書きでは記載しない。

例：破砕処分 — 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず

(イ) また、申請品目に限定が必要な場合は、品目の限定内容を（ ）書きすること。

なお、事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

例：汚泥（建設汚泥に限る。）

がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）

廃プラスチック類（廃蛍光管に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ) 複数の処分の方法が一体（施設間が連結されており、廃棄物を途中で取り出すことができず、連続して処分を行う）となっている場合は、各処分の方法を「・」でつなぎ、一つの処分の方法として記載すること。

例：破砕・焼却処分 — 廃プラスチック類、木くず

イ 事業の用に供する全ての施設

施設の種類、設置場所、設置年月日、許可年月日、許可番号及び処理能力を記載する。表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」とし、裏面等にその内容を記載すること。

(ア) 施設の種類

原則、施設ごとに処分内容を示す施設名を記載すること。

例えば、焼却施設、破砕施設、埋立施設と記載する。

a 同一の施設で処分の方法が複数に分かれる場合等は以下の例によること。

例1：同一のタンクで中和処分と還元凝集処分が行われる場合

中和/還元凝集施設

例2：輪番稼働の焼却施設の場合

焼却施設（○基輪番稼働）

例3：破砕と焼却施設が一体となっている場合

破碎・焼却施設

b 同一種類の施設が一体となっている場合、施設名は以下の例によること。

例：破碎施設(○台)

c 圧縮施設において、梱包を自動で行う場合の処分名は「圧縮梱包処分」とし、手動で行う場合は「圧縮処分」とする。

d 固形燃料製造施設の施設名は「固形燃料製造施設(破碎施設)」及び「固形燃料製造施設(圧縮固化施設)」とする。

e 法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の許可を有する施設においては、施設の名称は当該許可施設の名称とするか、当該施設の名称を含めること。

(イ) 設置場所

施設が設置されている代表地番と外○筆と記載する。

(ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号

下表のとおりとする。

	設置年月日	設置許可年月日	設置許可番号
法第15条第1項の規定による許可施設	処分業の用に供する施設として処分業の(変更)許可された年月日又は変更届受付年月日	設置許可証の年月日 ^(注2)	(変更)許可番号
平成4年7月4日前になされた届出施設		審査通知書の年月日 ^(注2)	審査通知書の番号
平成9年政令第269号の施行に伴ったみなし許可施設 ^(注1)		平成9年12月1日 ^(注2)	「未付与」
平成12年政令第493号の施行に伴ったみなし許可施設		平成13年2月1日 ^(注2)	「未付与」
上記以外		—	—

(注1) 複数の燃焼室を合算させた場合を含む。

(注2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を記載する。

(注3) 譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続した施設については、当初許可若しくは最後の変更許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(注4) 固形燃料製造施設については、併記する破碎施設及び圧縮固化施設には同一の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(エ) 処理能力

処分する産業廃棄物の種類ごとの処理能力を記載することとする。

なお、最終処分場については、埋立地の面積及び埋立容量を記載するものとし、産業廃棄物の種類ごとの記載は不要である。

ウ 許可の条件

許可に当たり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。

例えば、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することな

どが考えられる。

エ 許可の更新又は変更の状況

第7-3-(1)のエの例による。

オ 旧姓等の併記

第7-3-(1)のオの例による。

カ その他

許可証の住所は、県内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、知事印を押印すること。

キ 許可証の記載例

別紙10のとおりである。

第7-4 許可証交付時の留意事項

(1) 更新許可、変更許可及び書換えを伴う変更届又は廃止届に係る許可証の交付は、旧許可証と引き換えとすること。

(2) 委託契約の締結の指導

委託基準に基づく適正な委託が行われるよう、排出事業者と産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者との間の二者契約及び排出事業者と産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者との間の二者契約を徹底するよう指導すること。

ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、上記の排出事業者に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第5項に規定する事業者を加えるものとする。

(3) 試験検査の実施に係る周知

試験検査の必要な産業廃棄物については、排出事業者が年1回以上実施すべきものであることを、処理業者に対しても周知すること。

(4) 各種報告義務の周知

処理業許可に係る届出のほか、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における処理の実績を記載した下記の報告書を提出しなければならないことを周知すること。

ア 産業廃棄物収集運搬業者（事業の範囲に積替え保管を含む者に限る。）又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（事業の範囲に積替え保管を含む者に限る。）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書（規則様式第6号）

イ ア以外の産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書（細則様式第25号）

ウ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（規則様式第7号）

(5) 許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であつて、従前の許可の有効年月日より前に決裁となったときは、事前交付も可能とする。

(6) 許可証交付と併せて、環境省行政情報システムに許可情報を入力すること。

第7-5 標準処理期間

静岡県許認可事項処理規程により、収集運搬業許可に係る標準処理期間は40日、処分業許可に係る標準処理期間は50日と定められているので、迅速かつ公平な処理を図ること。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として通常要する標準的な期間を定めたものであり、申請に不備がある場合を想定したものではないこと。このため、標準処理期間には、申請書の補正に要する期間は含まれないこと。

また、申請者に対し書類の補正を指示した場合は、その経過を記録すること。

第8 申請者等の適格性の照会事務

担当健康福祉センターは、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は（特別管理）産業廃棄物処分業に係る以下の申請又は届出を受け付けた際は、申請者等の適格性に係る照会事務を行うこと。

- ① 新規許可申請
- ② 更新許可申請
- ③ 変更許可申請
- ④ 届出のうち次に掲げる場合（変更のあった者（退任者を含む。）について照会事務を行うこと。）
 - ア 法人の役員の変更
 - イ 法人の出資者等の変更
 - ウ 法定代理人の変更
 - エ 使用人の変更